

訴因変更

今年の7月、小樽市で起きた海水浴帰りの女性3人が死亡し、1人が重傷を負った飲酒ひき逃げ事件は、未だに私の記憶に生々しく残っています。

この事件について札幌地方検察庁（札幌地検）は、当初、事件を引き起こした飲食店従業員海津雅英被告を「事故原因はスマートフォン操作による脇見運転」として「過失運転致死傷」と「ひき逃げ」の罪で起訴しましたが、10月24日、より量刑の重い「危険運転致死傷罪」に訴因変更するよう札幌地方裁判所に請求しました。

今後の裁判では「危険運転致死傷罪」で裁かれる事になりますが、札幌地検は今回の訴因変更について、「証拠の見直しや補充捜査の結果、被告が事故を起こすまで被害者に全く気付いていなかった事等を総合的に考慮し、飲酒の影響で正常な運転が困難な状態だったと判断した（10月25日付北海道新聞から）」としています。

また、「過失致死傷罪」等から「危険運転致死傷罪」等への訴因変更によって、法定の最高刑は懲役15年から30年となります。これは、加害者にとって重大な訴因変更という事になりますが、被告弁護士は「事故原因はスマートフォンを操作した事による過失という主張に変わりはない（10月25日付北海道新聞から）」としています。

被害者遺族等は、札幌地検による「過失致死傷罪」適用の判断に強く反発、当初から署名活動等を展開し、札幌地検等に「危険運転致死傷罪」の適用を求めて運動して来ました。この運動に対しては、短期間の間に7万筆を超える署名が集まる等、市民の関心も非常に高いものがありました。

札幌地検の方針転換に対して、遺族は、記者会見の中で「遺族に真摯に寄り添ってくれた」と述べていますが、遺族や市民の厳罰を求める強い意志が検察を動かしたと受け止める人は多いのではないかと感じています。

私は、今回の札幌地検の訴因変更は当然の事であり、むしろ、当初から「危険運転致死傷罪」を適用しようとしなかった検察の姿勢にこそ問題があったと思っています。

人が犯した罪によって裁かれる場合には、裁かれるに値する具体的事実が明らかでなければなりません。その審判の対象となる犯罪事実を訴因といいます。つまり、起訴状に訴因として記載されていない事実については罪に問われないという事です。

今回、札幌地検が訴因を変更しなかったとすれば、今後の裁判で被告は「過失致死傷」と「ひき逃げ」いう罪で裁かれるところでした。

ところで、札幌地検は何故、訴因変更という事態を招いてしまったのでしょうか。

札幌地検は補充捜査の結果を踏まえたとしていますが、一体、訴因変更するに足る新たな事実が出て来たというのでしょうか。私にはそうは思えません。むしろ、今までの事実の評価を変えたという事ではないかと思っているのですが、如何でしょうか。

小樽で発生した交通事故は、その原因、事故後の対応を含め余りにも悪質であり、これに「危険運転致死傷罪」を適応しようとしなかった検察の姿勢と市民感覚との間には大きな開きがあった事は事実です。

ただ、札幌地検を弁護する訳ではありませんが、札幌地検が小樽の事件について「危険運転致死傷罪」の適用をためらったのには、法律の曖昧さにも原因の一つがあるように思われます。

「自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、飲酒運転に伴う事故に関して、「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行」させ、相手を死傷させた場合に「危険運転致死傷」に当たるとしてあります（同法第2条）。

つまり、法律上では、飲酒して運転したからといって即「危険運転」となる訳ではなく、「正常な運転が困難な状態」で運転した場合に「危険運転」に当たるという事です。

そうすると、何を以て「正常な運転が困難な状態」と判断するかが大きな問題となります。札幌地裁としては、「事故態様その他飲酒量や運転状況等」を総合的に判断した結果として、当初は「過失致死傷罪」を適用すると判断した訳です。

一方、2006年に発生した、今回の事件とほぼ同様の飲酒ひき逃げ事件に関して、2011年11月の最高裁では、「危険運転」の適用基準について「事故の態様、飲酒量、酩酊状況、事故前の運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合考慮すべきだ」とし、適用対象には「アルコールの影響で、前方を注視し危険に対処できない状態も含まれる」との判断を示しています。

その上で、事故直前の約8秒間、被害車両に気付かなかった点を「終始前を見ていなかったか、見ていても車両を認識できなかったかのどちらかで、いずれにしても異常」として、危険運転致傷罪が成立すると結論付けています。

こうして見ると、法律では一定の基準があるとはいえ解釈の次第で結果が大きく異なる事になり、その意味で、法律上の不備が指摘されるところでもあります。

とはいえ、札幌地検は、訴因変更の理由の一つとして「飲酒の影響で通常見えるはずの前方の歩行者に気付かなかった」事を上げていますので、先程の最高裁の判断と照らし合わせれば、当初から「危険運転致死傷罪」を適用するという判断も在

り得たのではないかと思います。

検察の判断は、事実と法に則り、公正・厳正であるべきですが、検察の判断が余りにも市民感情と乖離してしまえば、司法に対する市民の信頼を損なう結果を招きかねません。

ただ、矛盾するようないい方になりますが、検察の判断が市民感情に迎合するような事があってはなりませんし、まして、ある種の圧力で歪められたりするような事を許す訳にはいきません。

今回、札幌地検が、一旦は総合的に判断した訴因を被害者遺族や市民感情に沿った形で変更した事は、結果は納得し得るものであったとしても、検察がいわば市民の圧力で判断を変更したというように受け取られる可能性は否定できないと思います。

これは私の杞憂かも知れませんが、今回の事態が、検察に対する市民の信頼を損ねる事のないよう願っています。（塾頭：吉田 洋一）